

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金（以下、単に「補助金」という。）は、補助金の交付を通じて、電気自動車等を活用した運送事業の運営方法に関するモデル事例を創出し、その導入や運用に係るノウハウを収集、周知啓発を行うことで、もって運輸部門における電気自動車等の普及促進及び脱炭素化を図ることを目的として交付する。

2 この要綱は、補助金の交付に関して、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電気自動車等」とは、電気自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- (2) 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (3) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力として用いるものであって、当該自動車に係る自動車検査証にハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (4) 「貨物運送事業」とは、貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (5) 「バス事業」とは、道路運送法第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
- (6) 「タクシー事業」とは、道路運送法第3条第1項第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (7) 「運送事業」とは、第4号から第6号までに掲げる貨物運送事業、バス事業及びタクシー事業を、「運送事業者」とは、当該運送事業を営む者を、「運送用自動車」とは、当該運送事業の用に供する自動車をいう。
- (8) 「使用者」とは、補助金の交付対象となる運送用自動車を使用する運送事業者をいう。
- (9) 「補助事業者」とは、補助金の交付対象となる運送用自動車を直接購入する運送事業者、又は自動車リース事業により、使用者に補助金の交付対象となる運送用自動車を貸し渡すリース事業者をいう。
- (10) 「国基準額」とは、国の「令和5年度（補正予算）商用車の電動化促進事業」若しくは「令和6年度商用車の電動化促進事業」又は「令和6年度環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」（合

せて、以下「国補助事業」という。)の実施要領から算出、公表されている、補助対象車両の型式ごとの基準額(事業用)をいう。

- (11) 「標準的燃費水準車両との差額」とは、国補助事業における、補助対象車両となる電気自動車等の本体価格と、それと同規模かつ同等仕様のガソリン又はディーゼル自動車の本体価格との差額をいう。

なお、当該差額は、国基準額を用いて次の各号に掲げるとおり算出する。

ア トラック又はバスであって電気自動車であるものは、当該補助対象車両の国基準額に2分の3を乗じた額

イ トラックであってハイブリッド自動車であるものは、当該補助対象車両の国基準額に2を乗じた額

- (12) 「架装等」とは、架装物や付属品、オプション品等の動力構造部以外の部分をいう。

- (13) 「市基準額」とは、交付対象車両である電気自動車と同規模かつ同等仕様のガソリン自動車の価格として、市が定める額をいう。

- (14) 「特定事業者」とは、京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第7号に定める特定事業者の要件に該当する者で、本市の事業者排出量削減計画書制度における第5計画期間の報告義務対象者として別に公表されている事業者をいう。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、第4条に規定する交付対象者が、第5条に規定する交付対象車両を購入し、又はリース契約により貸し渡す事業とする。ただし、交付対象車両をリース契約により貸し渡す事業の場合にあっては、当該リース契約の期間は、交付対象車両の法定耐用年数以上の期間が設定されているものに限る。

2 補助金は、使用者1者につき、交付対象車両1両の導入を上限として交付する。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する補助事業者とする。

- (1) 運送事業者であって、本市の区域内に事務所又は営業所を有する法人又は個人事業主。ただし、トラックのうち、ハイブリッド自動車を導入する事業については、特定事業者でない者(個人事業主を含む)に限る。

- (2) 運送事業者に運送用自動車を貸渡すリース事業者であって、次のア及びイの各号に掲げる要件を満たす法人

ア 貸渡しの相手方となる使用者が、第1号に該当すること

イ 交付対象車両の貸渡しの契約において、リース料金から補助金相当額分の値下げを行うこと

2 前項にかかわらず、使用者又は補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合、補助金の交付対象としない。

- (1) 公法人、独立行政法人、国若しくは地方公共団体(公営企業含む)又はそれらが50%以上の出資を行っている者

- (2) 公租公課の滞納者

- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(交付対象車両)

第5条 補助金の交付対象車両は、使用者が自ら営む運送事業の用に供するための自動車であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) トラックであって電気自動車若しくはハイブリッド自動車であるもの又はバス若しくはタクシーであって電気自動車であるもの。ただし、タクシーにあつては、軽自動車でないものに限る。
- (2) 交付申請日時点において初度登録前の車両（新車）であつて、補助金実施年度の3月14日までに初度登録がなされるもの
- (3) 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置を京都市内に置く車両であるもの
- (4) 交付申請日時点において、国補助事業の補助対象車両として登録されているもの
- (5) 購入又はリースに係る契約の意思を明確にするための書面が作成されるもの

(補助金額及び予算の範囲)

第6条 補助金額は、交付対象車両の区分ごとに別表第1のア又はイに定める額のうちいずれか低い額とし、同表に定める予算の範囲内で市長が決定する額とする。

- 2 前項により算出した補助金額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助の対象経費は、車両の購入経費のうち、架装等を除く車両本体に掛かる経費とする。

(交付申請)

第7条 条例第9条の規定による交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて提出することにより、補助事業者が行うものとする。

- 2 交付申請を行うことができる期間は、交付対象車両の区分並びに使用者が主として営む運送事業及び規模の別により、別表第3に掲げるとおりとする。

(交付決定)

第8条 市長は、第7条第1項による交付申請が到達した日から14日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、次の各号に掲げる日数は算入しない。

- (1) 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第1項に定める休日
- (2) 書類の不備等の是正に要した日数
- 2 市長は、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかにその結果及び交付予定額を、補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付の申請を行った者（以下「交付申請者」という。）に通知する。
- 3 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、速やかにその結果及び理由を、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知する。
- 4 市長は、第1項の決定を行うに際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金を交付するための条件を付することができる。

- 5 第1項に規定する決定は、第7条に規定する交付申請が到達した順に行うものとする。ただし、交付申請が同時に到達した場合は、抽選により順序を決定する。

(申請内容の変更及び廃止)

第9条 第8条第2項に規定する通知を受けたもの（以下「交付決定対象者」という。）は、交付の申請内容を変更し、又は廃止する場合は、交付予定額の変更を伴わないものを除き、変更・廃止承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更又は廃止に係る申請を承認することを決定したときは、その結果及び変更後の交付予定額を、変更・廃止承認決定通知書（第5号様式）により交付決定対象者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による変更又は廃止に係る申請を承認しないことを決定したときは、その結果及び理由を、変更・廃止不承認決定通知書（第6号様式）により交付決定対象者に通知する。

(実績報告書の提出)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、実績報告書（第7号様式）に、別表第4に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。

- 2 実績報告を行うことができる期間は、補助対象事業の完了日（交付対象車両の登録日をいう。以下同じ。）から30日又は補助金実施年度の3月14日までのいずれか早い期日までとする。

(交付額決定)

第11条 市長は、第10条第1項に規定する実績報告が到達した日から14日以内に、条例第19条に規定する決定をするものとする。ただし、第8条第1項各号に掲げる日数は算入しない。

- 2 市長は、実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかにその結果及び交付額を、補助金交付額決定通知書（第8号様式）により交付決定対象者に通知する。
- 3 市長は、実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付決定対象者に対し、これに適合させるために必要な措置を採ることを命じることができる。この場合、当該措置の完了をもって実績報告が到達したものとみなし、改めて第1項の規定を準用する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の通知を受けた者は、当該通知が到達した日から14日以内に、補助金請求書（第9号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は前項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者及び交付を受けて取得した車両の使用者は、補助金により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、処分し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は使用の本拠の位置を京都市外へ変更してはならない。ただし、交付を受けた補助金の全部に相当する金額を本市に納入した場合又は交付対象車両の区分ごとに別表第5に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する期間の始期は、補助対象事業の完了日とする。
- 3 条例第31条第1項の規定による市長への承認申請は、財産処分承認申請書（第10号様式）を提出することにより行うものとする。
- 4 市長は、前項の規定による承認申請を承認したときは、その結果及び条例第31条第2項の規定による補助金の返還額を、財産処分承認通知書（第11号様式）により当該申請者に通知する。

（補助金の交付に伴う、交付対象車両の使用者の義務）

- 第14条 補助金の交付を受けて取得した車両の使用者は、市長からの求めに応じて、交付対象事業の終了後から3年間、その運用実績について、年に1度、別表第6に掲げる報告を行わなければならない。
- 2 交付対象車両の使用者は、前項に規定する運用実績について、補助金の交付の目的の範囲内で、本市が加工、公表し、周知啓発に活用することに同意しなければならない。

（補則）

- 第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地球環境・エネルギー担当局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

別表第1 交付対象車両の区分ごとの補助金額及び予算の範囲（第6条関係）

交付対象 車両の区分		ア	イ	予算の範囲
トラック	電気自動車	標準的燃費水準車両との差額に1/9を乗じた額又は30万円のいずれか低い額	標準的燃費水準車両との差額から、架装等を除く車両本体価格の値引き額及び本市以外から交付される補助金等を差し引いた額	60万円
	ハイブリッド自動車	標準的燃費水準車両との差額に1/8を乗じた額又は20万円のいずれか低い額	標準的燃費水準車両との差額から、架装等を除く車両本体価格の値引き額及び本市以外から交付される補助金等を差し引いた額	
バス	電気自動車（大型車※/中型車※）	標準的燃費水準車両との差額に1/9を乗じた額又は40万円のいずれか低い額	標準的燃費水準車両との差額から、架装等を除く車両本体価格の値引き額及び本市以外から交付される補助金等を差し引いた額	80万円
	電気自動車（小型車※）	標準的燃費水準車両との差額に1/9を乗じた額又は30万円のいずれか低い額		
タクシー	電気自動車	20万円	車両の購入価格のうち、架装等を除く車両本体価格から、同部分の値引き額、本市以外から交付される補助金等及び市基準額（265万円）を差し引いた額	100万円

※ 大型車…車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上の車両

中型車…大型車、小型車以外の車両

小型車…車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下の車両

別表第2 交付申請の添付書類（第7条関係）

交付申請の添付書類	備考
導入計画書（第1号様式別紙）	交付対象車両の種別（トラック、バス、タクシー）毎に様式が異なるので注意すること。見積書の内容と整合がとれていること。
○交付対象事業がリースの場合 リース料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）	見積書に加え、第4条第1項第2号イに規定する、補助金相当額分の値下げが確認できるもの。
車両の購入又はリースに係る見積書（写し）	架装等を除く車両本体の価格が明記されていること。
○補助事業者が法人の場合 現在事項全部証明書（写し） ○補助事業者が個人事業主の場合 住民票（写し）	発行後3か月以内のものに限る。 リース契約による事業であって、補助事業者が使用者と異なる場合は、使用者のものについても提出する。
○他の補助金・寄付金等を受領する予定の場合 その額がわかる書類	交付決定通知書の写し等。交付申請時に添付できない場合は、実績報告時に添付してもよい。
使用者の事業概要がわかる書類	通常発行している企業概要パンフレットや、ホームページを印刷したものなどで構わない。

別表第3 交付申請を行うことができる期間（第7条関係）

交付対象 車両の区分		使用者が主として営む運送事業 及び規模の別	交付申請を行うことができる期間
トラック	電気自動車	貨物運送事業者のうち、特定事業者でない者（個人事業主を含む）	令和6年4月26日～9月30日
		上記以外の貨物運送事業者	令和6年6月28日～9月30日
	ハイブリッド自動車	貨物運送事業者のうち、特定事業者でない者（個人事業主を含む）	令和6年4月26日～9月30日
バス	電気自動車	バス事業者のうち、全ての個人事業主又は事業者	令和6年4月26日～9月30日
タクシー	電気自動車	タクシー事業者のうち、特定事業者でない者（個人事業主を含む）	令和6年4月26日～9月30日
		上記以外のタクシー事業者	令和6年6月28日～9月30日

別表第4 実績報告の添付書類（第10条関係）

交付申請の添付書類	備考
導入結果報告書（第7号様式別紙）	交付対象車両の種別（トラック、バス、タクシー）毎に様式が異なるので注意すること。契約書等の内容と整合がとれていること。
車両の購入若しくはリースに係る契約書 又は注文書（写し）	交付申請の内容（主に見積書との対応）が確認できるもの。注文書の場合は、収受印が押印されているなどで、双方の契約の意思が明確なもの。 交付対象事業がリースの場合は、車両の購入及びリースに係る契約書の両方の提出を必須とする。
車両代金の支払証拠書類（写し）	必要な収入印紙が貼付された領収書の写しや金融機関の出納印が押印された振込依頼書の写し等。
交付対象車両の自動車検査証（写し）	自動車検査証記録事項を含む。

別表第5 財産処分を制限する期間（第13条関係）

交付対象車両の区分		財産処分を制限する期間
トラック	最大積載量が2トン以下のハイブリッド自動車	3年
	上記以外	4年
バス		5年
タクシー		3年

別表第6 運用実績の報告（第14条関係）

報告内容	報告の方法、様式等	備考
交付対象車両を充電する充電設備の仕様等	第12号様式	当該設備の仕様のみでなく、当該設備を同時に利用する他の車両の情報も記載すること。
交付対象車両の主な運行経路や営業区域		特定の経路のみを運行する場合はその経路。経路が定まっていない場合は主な営業区域。
交付対象車両の運用方法		主に、電気自動車等を利用した運送事業の運営方法で、その内容を他の事業者に伝達することで市域の電気自動車等の普及促進に繋げることを目的とする。
交付対象車両の月別の走行データ		様式で記載を求めている数値を記入する。
交付対象車両の登録情報	交付対象車両の自動車検査証（写し）	交付決定内容を特定するため、添付することを必須とする。

第 1 号様式（第 7 条第 1 項関係）

補助金交付申請書

（あて先）京都市長

令和 年 月 日

申請者（＝補助事業者）

事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
☐ 貨物運送事業者	〒 —
☐ バス事業者	名称及び代表者名
☐ タクシー事業者	
☐ 自動車リース事業者	

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

（１）交付対象車両の使用者（＝リース先）について（リースの場合のみ記入。）	
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
☐ 貨物運送事業者	〒 —
☐ バス事業者	名称及び代表者名
☐ タクシー事業者	
（２）交付対象車両について（自動車検査証に記載される予定の情報）	
所有者の氏名又は名称	
所有者の住所	〒 —
使用の本拠の位置（京都市内に限る）	〒 — 京都府京都市
（３）補助事業者の問合せ先（書類内容が分かる方の連絡先）	
担当者	所属、役職、氏名
	所属する事務所・営業所所在地 （主たる事務所と異なる場合）
	TEL（日中連絡が取れる番号）
	メールアドレス
（４）誓約事項	
☐	申請者及び交付対象車両の使用者は、市税等、水道料金等の公租公課を滞納していません。
☐	申請者及び交付対象車両の使用者は、京都市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
☐	本申請書及び添付書類の記載事項について、その内容に疑義があった場合、本市が関係機関に調査することについて同意します。
☐	本申請書及び添付書類の記載事項と内容に、虚偽のないことを誓約します。
関係書類	導入計画書（別紙 1）、リース料金の算定根拠明細書（別紙 2。リースの場合のみ。）、見積書の写し、現在事項全部証明書又は住民票の写し（申請者、使用者とも）、他の補助金等の額がわかる書類、使用者の事業概要がわかる書類

導入計画書（トラック）

	導入する電気自動車等
交付対象車両の区分	
メーカー名	
車名	
型式	
国基準額(A) (国補助事業の対象車両一覧の基準額)	0 円
標準的燃費水準車両との差額(A') EVにあっては(A)×3/2、HVにあっては(A)×2	0 円
架装等を除く車両本体の定価	円
架装等を除く車両本体の購入価格	円
架装等を除く車両本体の定価と、 購入価格の差額（値引きの額）(B)	円
国等の補助金受給見込総額（補助事業名称）	
国（ ）	円
その他（ ）	円
合計(C)	0 円
市補助金申請額	
①～③のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	0 円
① (A') ×	0 円
② 万円（上限）	0 円
③ (A') - (B) - (C)	0 円
新車新規登録予定日	年 月 日

交付対象車両の導入後の運用計画（予定）	
特定の経路のみを運行する場合はその経路。経路が 定まっていない場合は主な営業区域	
交付対象車両を充電する、充電設備の仕様 (設置場所、充電能力、基数・口数)	

導入計画書（バス）

	導入する電気自動車
交付対象車両の区分	
メーカー名	
車名	
型式	
国基準額(A) (国補助事業の対象車両一覧の基準額)	0 円
標準的燃費水準車両との差額(A') EVにあつては(A)×3/2	0 円
架装等を除く車両本体の定価	円
架装等を除く車両本体の購入価格	円
架装等を除く車両本体の定価と、 購入価格の差額（値引きの額）(B)	円
国等の補助金受給見込総額（補助事業名称）	
国 ()	円
その他 ()	円
合計(C)	0 円
市補助金申請額	
①～③のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	0 円
① (A') × 1/9	0 円
② 万円（上限）	0 円
③ (A') - (B) - (C)	0 円
新車新規登録予定日	年 月 日

交付対象車両の導入後の運用計画（予定）	
特定の経路のみを運行する場合はその経路。経路が 定まっていない場合は主な営業区域	
交付対象車両を充電する、充電設備の仕様 (設置場所、充電能力、基数・口数)	

導入計画書（タクシー）

	導入する電気自動車
交付対象車両の区分	EV
メーカー名	
車名	
型式	
車両本体価格 （国補助事業の対象車両一覧に記載の金額）	0 円
架装等を除く車両本体の購入価格（A）	円
架装等を除く車両本体の定価と、 購入価格の差額（値引きの額）	円
国等の補助金受給見込総額（補助事業名称）	
国（ ）	円
その他（ ）	円
合計（B）	0 円
市補助金申請額	
①、②のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	0 円
① 20万円（定額）	200,000 円
②（A）-（B）-市基準額（265万円）	0 円
新車新規登録予定日	年 月 日

交付対象車両の導入後の運用計画（予定）	
特定の経路のみを運行する場合はその経路。経路が定まっていない場合は主な営業区域	
交付対象車両を充電する、充電設備の仕様 （設置場所、充電能力、基数・口数）	

第1号様式（別紙2）

【交付対象事業がリース事業による場合に作成】

リース料金の算定根拠明細書

補助金を活用した場合の、リース料金の算定根拠は次のとおりです。

メーカー名	
車名	
型式	
リース期間（月数）	か月
本市以外の国等の 補助金受給見込総額	0 円
京都市補助予定額	0 円

リース料金総額（☐消費税含む・☐消費税含まない いずれかを■塗り）

補助金無し	0 円
補助金有り	0 円

月額リース料金（☐消費税含む・☐消費税含まない いずれかを■塗り）

補助金無し	0 円
補助金有り	0 円

交付対象車両の使用者（＝リース先）

事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
☐ 貨物運送事業者	〒 ー
☐ バス事業者	
☐ タクシー事業者	名称及び代表者名

補助金交付決定通知書

様	令和 年 月 日
	京都市長 印

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり同補助金を交付することを決定しましたので、同要綱第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助事業者の氏名	
補助事業者の 住所又は所在地	
使用者の氏名	
使用者の 住所又は所在地	
補助金交付予定額	
補助金交付決定番号	京都市指令環地 第 号
交付の条件	

補助金不交付決定通知書

様	令和 年 月 日
	京都市長 印

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり同補助金を交付しないことを決定しましたので、同要綱第8条第3項の規定に基づき、通知します。

記

補助事業者の氏名	
補助事業者の 住所又は所在地	
使用者の氏名	
使用者の 住所又は所在地	
不交付とした補助金額	
補助金不交付決定番号	京都市指令環地 第 号
不交付の理由	

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第9条第1項関係）

変更・廃止承認申請書

(あて先) 京都市長

令和 年 月 日

申請者（＝補助事業者）

事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
☐ 貨物運送事業者	〒 —
☐ バス事業者	
☐ タクシー事業者	名称及び代表者名
☐ 自動車リース事業者	

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、☐変更・☐廃止)したいので、下記のとおり承認を申請します。

記

(1) 市補助金の当初の交付決定の内容	
補助金交付決定年月日	令和 年 月 日
補助金交付予定額	円
補助金交付決定番号	京都市指令環地 第 号
(2) 事業内容の変更に伴い再計算した、変更後市補助金額（廃止の場合は0円を記入）	
変更後市補助金額	円
(3) 変更又は廃止の内容	
(4) 変更又は廃止の理由	

※ 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

変更・廃止承認決定通知書

様	令和 年 月 日
	京都市長 印

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づく（変更・廃止）承認申請について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助事業者の氏名	
補助事業者の 住所又は所在地	
使用者の氏名	
使用者の 住所又は所在地	
当初補助金交付予定額	
変更後補助金 交付予定額	
当初補助金 交付決定番号	京都市指令環地 第 号
変更後補助金 交付決定番号	京都市指令環地 第 号
承認した変更の内容	

變更・廃止不承認決定通知書

様	令和 年 月 日
	京都市長 印

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づく（変更・廃止）承認申請について、下記のとおり承認しないことを決定しましたので、同要綱第9条第3項の規定に基づき、通知します。

記

補助事業者の氏名	
補助事業者の 住所又は所在地	
使用者の氏名	
使用者の 住所又は所在地	
当初補助金交付予定額	
当初補助金 交付決定番号	京都市指令環地 第 号
変更不承認決定番号	京都市指令環地 第 号
承認しない こととした理由	

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

実績報告書

（あて先）京都市長

令和 年 月 日

申請者（＝補助事業者）

事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
☐ 貨物運送事業者	〒 ー
☐ バス事業者	
☐ タクシー事業者	名称及び代表者名
☐ 自動車リース事業者	
補助金交付決定番号	京都市指令環地 第 号

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。

記

(1) 交付対象車両の使用者（＝リース先）について（リースの場合のみ記入。）	
事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
☐ 貨物運送事業者	〒 ー
☐ バス事業者	
☐ タクシー事業者	名称及び代表者名
(2) 交付対象車両について（自動車検査証の情報）	
所有者の氏名又は名称	
所有者の住所	〒 ー
使用の本拠の位置（京都市内に限る）	〒 ー 京都府京都市
(3) 補助事業者の問合せ先（書類内容が分かる方の連絡先）	
担当者	所属、役職、氏名
	所属する事務所・営業所所在地 （主たる事務所と異なる場合）
	TEL（日中連絡が取れる番号）
	メールアドレス
(4) 交付申請時からの変更内容（交付申請から実績報告までに、補助金額の変更を伴わない範囲で事業内容を変更した場合、その内容を記載してください。）	
関係書類	導入結果報告書（別紙）、契約書や注文書の写し、領収書などの支払証拠書類の写し、自動車検査証の写し、他の補助金等の額がわかる書類（交付申請時に提出できていない場合）

導入結果報告書（トラック）

	導入する電気自動車等
交付対象車両の区分	0
メーカー名	0
車名	0
型式	0
国基準額(A) (国補助事業の対象車両一覧の基準額)	0 円
標準的燃費水準車両との差額(A') EVにあっては(A)×3/2、HVにあっては(A)×2	0 円
架装等を除く車両本体の定価	0 円
架装等を除く車両本体の購入価格	0 円
架装等を除く車両本体の定価と、 購入価格の差額（値引きの額）(B)	0 円
国等の補助金受給見込総額（補助事業名称）	
国（ ）	0 円
その他（ ）	0 円
合計(C)	0 円
市補助金申請額	
①～③のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	0 円
① (A') ×	0 円
② 万円（上限）	0 円
③ (A') - (B) - (C)	0 円
新車新規登録日	年 月 日

交付対象車両の使用者の問合せ先（毎年の運用実績報告の窓口となる担当者）		
事業種別	主たる事務所の所在地	
☐ 貨物運送事業者	〒 —	
☐ バス事業者		
☐ タクシー事業者		
	名称及び代表者名	
担当者	所属、役職、氏名	
	所属する事務所・営業所所在地 (主たる事務所と異なる場合)	〒 —
	TEL（日中連絡が取れる番号）	
	メールアドレス	@

導入結果報告書（バス）

	導入する電気自動車
交付対象車両の区分	0
メーカー名	0
車名	0
型式	0
国基準額(A) (国補助事業の対象車両一覧の基準額)	0 円
標準的燃費水準車両との差額(A') EVにあつては(A)×3/2	0 円
架装等を除く車両本体の定価	0 円
架装等を除く車両本体の購入価格	0 円
架装等を除く車両本体の定価と、 購入価格の差額（値引きの額）(B)	0 円
国等の補助金受給見込総額（補助事業名称）	
国（ ）	0 円
その他（ ）	0 円
合計(C)	0 円
市補助金申請額	
①～③のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	0 円
① (A') × 1/9	0 円
② 万円（上限）	0 円
③ (A') - (B) - (C)	0 円
新車新規登録日	年 月 日

交付対象車両の使用者の問合せ先（毎年の運用実績報告の窓口となる担当者）		
事業種別	主たる事務所の所在地	
☐ 貨物運送事業者	〒 —	
☐ バス事業者		
☐ タクシー事業者		
	名称及び代表者名	
担当者	所属、役職、氏名	
	所属する事務所・営業所所在地 (主たる事務所と異なる場合)	〒 —
	TEL（日中連絡が取れる番号）	
	メールアドレス	@

導入結果報告書（タクシー）

	導入する電気自動車
交付対象車両の区分	EV
メーカー名	0
車名	0
型式	0
車両本体価格 （国補助事業の対象車両一覧に記載の金額）	0 円
架装等を除く車両本体の購入価格（A）	0 円
架装等を除く車両本体の定価と、 購入価格の差額（値引きの額）	0 円
国等の補助金受給見込総額（補助事業名称）	
国（ ）	0 円
その他（ ）	0 円
合計(C)	0 円
市補助金申請額	
①、②のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	0 円
① 20万円（定額）	200,000 円
② (A)-(B)-市基準額（265万円）	0 円
新車新規登録日	年 月 日

交付対象車両の使用者の問合せ先（毎年運用実績報告の窓口となる担当者）		
事業種別	主たる事務所の所在地	
☐ 貨物運送事業者	〒 —	
☐ バス事業者		
☐ タクシー事業者	名称及び代表者名	
担当者	所属、役職、氏名	
	所属する事務所・営業所所在地 （主たる事務所と異なる場合）	〒 —
	TEL（日中連絡が取れる番号）	
	メールアドレス	@

補助金交付額決定通知書

様	令和 年 月 日
	京都市長 印

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付額を決定しましたので、同要綱第11条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助事業者の氏名	
補助事業者の 住所又は所在地	
使用者の氏名	
使用者の 住所又は所在地	
補助金交付額	
補助金交付額決定番号	京都市指令環地 第 号
財産処分の制限 (第 1 3 条関係)	補助金の交付を受けた者は、補助金により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は使用の本拠の位置を京都市外へ変更してはなりません。
補助金の交付に伴う 報告義務 (第 1 4 条関係)	補助金の交付を受けて取得した車両の 使用者 は、1 年に 1 回、市長からの求めに応じて、その運用実績について補助金要綱別表第 6 に掲げる報告を行わなければなりません。（3 年間）

補助金請求書

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
請求者（=補助事業者）の所在地	請求者（=補助事業者）の名称

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、補助金を請求します。

請求金額	円
------	---

補助金の振込先

指定 口座	金 融 機 関 名				店 舗 名			
	銀行				本 店			
	信用金庫 信用組合				支 店			
	農協				出張所			
	種別	口座番号（下欄に右づめで数字を記入すること）						
	1 普通 2 当座 3 貯蓄							
	口座 名義人	フリガナ						
漢 字								

財産処分承認申請書

（あて先）京都市長

令和	年	月	日
----	---	---	---

申請者（＝補助事業者）

事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
☐ 貨物運送事業者	名称及び代表者名
☐ バス事業者	
☐ タクシー事業者	
☐ 自動車リース事業者	

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第13条第1項に規定する、交付対象車両の区分ごとに定められた期間を経過する前に財産の処分を行いたいため、同条第3項の規定により、処分の承認を申請します。

記

(1) 市補助金の交付額決定の内容	
補助金交付額決定年月日	令和 年 月 日
補助金交付額	円
補助金交付額決定番号	京都市指令環地 第 号
(2) 処分しようとする財産の情報	
財産の名称（メーカー及び車種）	
自動車登録番号	
車台番号	
型式	
処分等の事実が生じる日	令和 年 月 日
(3) 処分の内容	
処分の内容（プルダウンで選択）	
(4) 処分の理由	
(5) 処分の条件（いずれかを■塗り）	
☐ 補助金相当額を、京都市へ返還します。	
☐ 譲渡・売却・貸付等を行った相手方に、義務を継承します。（市長が認める場合のみ。）	
☐ 代替の手段により交付の目的を達成します。（市長が認める場合のみ。）	
☐ その他	

財産処分承認通知書

様	令和 年 月 日
	京都市長 印

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱第13条第3項の規定に基づく財産処分の承認申請について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第13条第4項の規定に基づき、補助金の返還額を通知します。

記

財産処分の申請年月日	
補助事業者の氏名	
補助事業者の 住所又は所在地	
使用者の氏名	
使用者の 住所又は所在地	
補助金交付額決定日	令和 年 月 日
補助金交付額	
補助金交付額決定番号	京都市指令環地 第 号
財産の名称 (メーカー及び車種)	
自動車登録番号	
車台番号	
型式	
処分の条件	
補助金の返還額	
算出の根拠	

運用実績報告書

（あて先）京都市長

令和 年 月 日

補助事業者（補助金を受け取った方）

事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
☐ 貨物運送事業者	〒 —
☐ バス事業者	
☐ タクシー事業者	名称及び代表者名
☐ 自動車リース事業者	
補助金交付額決定番号	京都市指令環地 第 号

使用者（補助金を受けて取得した車両を実際に使用している方）

事業種別（いずれかを■塗り）	主たる事務所の所在地
☐ 貨物運送事業者	〒 —
☐ バス事業者	
☐ タクシー事業者	名称及び代表者名

（※）本報告書は、“使用者”に提出義務がありますので、注意してください。

運用実績

充電設備の仕様（充電能力、基数・口数）	
充電設備の設置場所、同じ充電設備で充電している車両数	
特定の経路のみを運行する場合はその経路。経路が定まっていない場合は主な営業区域	
通常の営業日の運用方法	

月別走行データ	〇〇年度分	交付対象車両の月別運用データ				
		走行距離（km）	稼働日数	充電回数	充電時間	備考
	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
	年度計					

※ 修理等により稼働日数が極端に変動している場合、備考欄にその旨を記入してください。

☐	別で、交付対象車両の自動車検査証（写し）を添付しました。
☐	交付対象車両の使用者として、京都市が補助金の交付の目的を達成するために、本報告書の内容について加工、公表し、周知啓発に利用することに同意します。